

令和8年

熊野町農業委員会

議事録

第3回

熊野町農業委員会

令和8年第3回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和8年3月24日(火) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

会長職務代理者	9番	木原 哲男
---------	----	-------

5. 農地利用最適化推進委員

委員	荒滝 直洋
----	-------

6. 議事録署名委員(2人)

委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
主査	松田 修典
主任主事	末田 絵里子

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和8年第3回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。7番 井尻委員、8番 菅尾委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第5号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は初神地区の農地で、〇〇沿いの〇〇のある交差点を〇〇方面へ進入し140m程進んだ左手にある田1筆です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが〇〇歳となり今後の耕作が困難となっていたところ、申請地付近の農地を複数所有している譲受人が耕作規模の拡大を希望したため、所有権移転されることとなりました。譲受人は50年以上の農業経験があり、現に所有されている管内農地も適切に管理されている状況ですので、特に問題となるようなことはなく、許可相当であると判断しております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と3月19日に現地を確認してきました。申請地の現状は田として利用されている状況でした。権利移転後は譲受人が水稻規模を拡大し、引き続き田として管理される予定です。譲受人は農業経験も十分にあり、今後も農地として管理していくうえで支障はないと思われれます。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第6号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明をさせていただきます。場所は初神地区の農地で、〇〇から750m程北上した左手にある田1筆です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが県外在住で耕作ができない状況だったところ、申請地近くに居宅があり周辺にも複数農地を所有している譲受人が経営規模の拡大を希望したため、所有権移転されることとなりました。譲受人は40年の農業経験があり、現に所有されている管内農地もご家族で適切に管理されている状況ですので、特に問題となるようなことはなく許可相当であると判断をしております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。荒滝委員、お願いします。
荒滝委員	事務局と3月19日に現地を確認してきました。申請地は草刈りがされ保全管理されている状況でした。権利移転後は、譲受人が経営規模を拡大し、畑としてネギを栽培される予定です。譲受人の住まいからも近く効率的に耕作できるため、特に支障はなく許可しても問題ないものと考えております。以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。

事務局	(日程第3、報告第5号 説明)
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。会議全般やその他で何かご質問等はないでしょうか。
議場	(全員：質問なし)
議長	無いようですので、事務局から事務連絡をお願いします。
事務局	(事務連絡)
議長	ありがとうございました。次回の農業委員会は4月20日(月)に開催予定です。議案については4月10日(金)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和8年第3回熊野町農業委員会を閉会します。
	<p>上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p>